

# 京都府森林の適正な管理に関する条例概要

## 目的

森林の適正な管理について、森林の所有者及び占有者並びに府の責務を明らかにするとともに、森林の荒廃に起因する災害を防止するために必要な規制を定め、もって府民の生命及び身体を保護する。

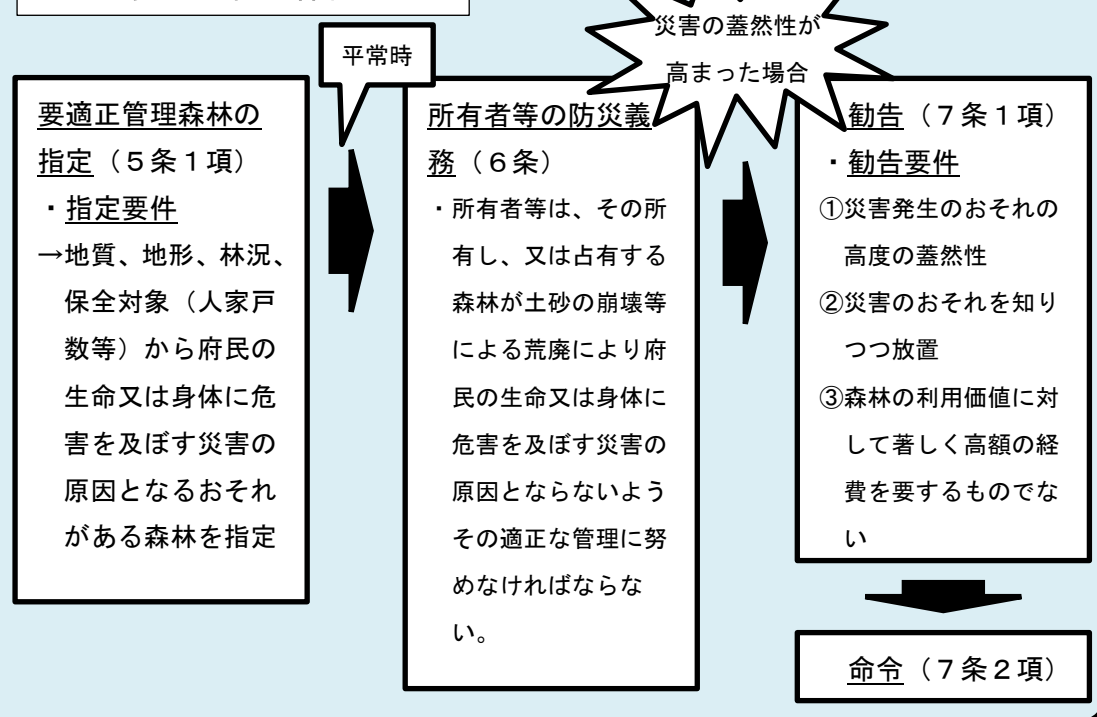
(1条)

## 森林の所有者等の責務

- その所有し、又は占有する森林が荒廃により災害の原因となることがないように、当該森林を適正に管理するとともに、府及び市町村が実施する施策に協力するように努める。
- 森林に関する権利関係が正確に登記簿に記載されるように努める。

(3条)

## 要適正管理森林



## 森林の管理を支える施策の推進

府は、災害から府民の生命等を守るためには森林の適正な管理が不可欠である一方で、山村における高齢化の進展、林業の経営の現状等から森林の所有者自らが適正な管理を維持することが困難となっている森林があることを踏まえ、森林の所有者等が行う森林の管理に関し必要な支援施策を推進するとともに、府、市町村及び府民が、森林の管理を支える取組が広がるよう施策を推進するものとする。

(8条)